

## **第7章**

---

### **保全配慮地区の計画**



## 第7章 保全配慮地区の計画

### 1. 保全配慮地区の概要

#### (1) 保全配慮地区の位置づけ

保全配慮地区は、都市緑地法において、「緑地保全地域及び特別緑地保全地区以外の区域であって重点的に緑地の保全に配慮を加えるべき地区」として緑の基本計画に定めることが規定されています。

特別緑地保全地区が現状凍結的な保存を措置する制度であるのに対し、保全配慮地区は、市民緑地や条例による保全措置等により、緑地の保全を図るべき必要があると認められるものについて定めることとなっており、緑地の現状や市民のニーズ、土地所有者の意向などを考慮しながら柔軟な保全措置を可能とする制度となっています。

#### (2) 地区の設定要件

保全配慮地区の候補地としては、次のような地区があげられます。

- 風致景観の保全の視点から重要な地区
- 自然生態系の保全の視点から重要な地区
- 自然とのふれあいの場の提供の視点から重要な地区